

長瀬町における特定事業主行動計画（女性活躍推進法）の実施状況の公表

令和３年７月
長瀬町長
長瀬町議会議長
長瀬町教育委員会

女性活躍推進法第１９条第６項の規定に基づく取組の実施状況を、次のとおり公表します。

１．女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の達成状況

① 男性職員の育児休業取得の促進

【目標】令和２年度までに、育児休業を取得する男性職員を１人以上にする。

（単位：人、％）

年度	対象者	取得者	取得割合
H27 年度	1	0	0. 0 0
H28 年度	1	0	0. 0 0
H29 年度	0	—	—
H30 年度	3	0	0. 0 0
R 元年度	0	—	—
R 2 年度	2	0	0. 0 0
合計	7	0	0. 0 0

【目標】令和２年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得者を１人以上にする。

（単位：人、％）

年度	対象者	取得者	取得割合
H27 年度	1	0	0. 0 0
H28 年度	1	0	0. 0 0
H29 年度	0	—	—
H30 年度	3	0	0. 0 0
R 元年度	0	—	—
R 2 年度	2	0	0. 0 0
合計	7	0	0. 0 0

② 管理的地位への女性職員の登用

【目標】令和２年度までに、管理的地位にある女性職員を３人以上にする。

（単位：人、％）

年度	管理職員数	うち女性	女性割合
H27 年度	2 6	2	7. 6 9
H28 年度	2 8	1	3. 5 7
H29 年度	2 9	2	6. 9 0
H30 年度	2 9	2	6. 9 0
R 元年度	2 6	3	1 1. 5 4
R 2 年度	2 4	3	1 2. 5 0

③ 採用した職員に占める女性職員の割合

【目標】令和2年度までに、女性の採用者を、毎年1人以上採用する。

(単位：人、%)

年度	採用者数	うち女性	女性割合
H27 年度	5	1	20.00
H28 年度	6	2	33.33
H29 年度	4	2	50.00
H30 年度	3	2	66.67
R 元年度	5	2	40.00
R 2 年度	1	0	0.00

2. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組内容

(1) 男性職員の育児休業取得の促進

- ①平成28年度より、組織として男性職員の育児参画を推進する。
- ②平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- ③平成28年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ④平成28年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、職員研修を実施する。

【取組内容】

⇒ 以前より育児休業等の対象者に制度の周知等を行っているところではあるが、より一層の制度理解と促進を図るため、平成29年度に『職員のための子育て応援ハンドブック』を作成した。

(2) 管理的地位への女性職員の登用

- ①平成28年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（彩の国さいたま人づくり広域連合、市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ②平成28年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ③平成28年度より、主査・主幹・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

【取組内容】

⇒ 自治人材開発センターで実施している女性職員対象の研修へ派遣した。
 ⇒ 以前より積極的に多様なポストに配置してきたが、今後も引き続き多様なポストに配置する。
 ⇒ 将来の管理職候補を育成するため、主幹級以上への昇格者を増加させた。

(3)採用した職員に占める女性職員の割合

- ①平成 28 年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介や多様な働き方実践企業の認定など、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- ②平成 28 年度より、採用説明会等において、女性職員による女性向け採用説明を実施する。

【取組内容】

- ⇒ 女性活躍推進法の取組状況等を、町ホームページ原稿に掲載した。
- ⇒ 採用合同説明会に、女性職員が参加して対応した。